第７次福井県障がい者福祉計画の策定に向けて

今回のタウンミーティングに参加した者として、その中で出てきた何点かについて、議会の場で確認させていただくとともに、改めて現段階での第７次計画に向けての方向性を確認させていただきたく、一般質問として取り上げました。

まず、共生社会推進という大きな課題に対して正面から向き合っていく上で大切なのは、公共機関だけではなく、いろいろなバリアフリーの構築ということになります。「心のバリアフリー」の大切さはもちろんでありますが、やはり同時に必要となるのは、生活の大半を占める社会生活の中でのバリアフリーであると考えます。その点では、タウンミーティングの冒頭で、明確な指摘がありました。つまり、民間事業者のバリアフリー構築に対する資金支援であります。

国においては、令和 3 年５月にいわゆる「障害者差別解消法」が改正（公布は６月）され、令和 6 年までに、民間事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供について、これまでの努力義務から義務へと改正される予定です。

北陸新幹線の開業も見据え、多くの障がい者が本県を訪れることが見込まれますし、障がい者が訪れやすい県にしていく必要があると感じます。

(1) こうした中で民間事業者に対するバリアフリー社会を創りだすための施策については、国の補助があるものは活用し、国の補助がないところは、県が積極的に支援し、バリアフリー社会を創り出すべきと考えますが、現状と今後の方向性を知事に伺います。

タウンミーティングでの内容も含め、第７次福井県障がい者福祉計画の方向性ついて伺います。

まず**1　通学支援の充実について**

昨年６月に公布され、９月 18 日から施行された「医療的ケア支援児法」ですが、その正式名称が「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」であることから見えるように、この法律の大きな柱には、家族の支援があります。つまり、具体的には、家族の離職を無くすことであり、働く家族の生活を保障することであり、家族のレスパイトの場の確保でもあります。【資料③】

タウンミーティングの中で、通学支援の問題が大きな課題として示されました。

移動のためにバギーを乗せられる車を自費で購入し、送迎している家庭もありました。１日の中で、その時間は当然就労を難しくします。

特に通学時の親の同伴は親にとって大きな負担となります。

他府県では、看護師を乗せてタクシーを活用しているところもあり、通学移動時の体制、つまり通学バスへの看護師の同乗により、保護者の負担を軽減する要望は少なくありません。夜のケアによって睡眠がとれず、通学時の運転に不安を抱えている保護者の皆さんの声は切実なものがあります。そこで、

⑵ 特別支援学校などにおける医療的ケア児の登下校の現状について伺います。また、看護師が同乗することによって、医療的ケア児の保護者負担は格段に軽減されます。必要に応じて、スクールバスへの看護師同乗といった、特別支援学校等への通学支援を求めますが、今後の方向性を確認させていただきます。

次に、2　福祉サービスの充実について

障がい児と障がい者の福祉サービスについて多くの声を聞くことができました。

特に１８歳以降の親から、「親亡き後」の不安の声が多く聞かれました。特に強度行動障がいの方の生活の場や支援の必要性を感じました。

国は、施設入所をされている強度行動障がいの方の地域移行を推進し、強度行動障がいがあっても地域で暮らすとの理念のもと、グループホームでの強度行動障がいの方の受入れを推進しているようです。しかし、強度行動障がいの方は、マンツーマンに近い支援が必要となり、居室等の環境にも配慮が必要となると聞きます。子どもの特徴を心配し、安心してお願いできる施設への入所を希望する親も多く、新たな施設の設置や施設の受入れ増を求める声も少なくありません。そこで、

⑶ 強度行動障がい者の受け入れ体制について、入所施設の数、受け入れ可能な人数、待機者数などの現状認識を伺うとともに、今後の入所施設やグループホームの設置の方向性と計画を伺います。

次に、3　県内市町による障害福祉の格差について

同じ福井県に生まれ育つ中で、生まれた地域や住んでいる場所によっては、いろいろな支援を受けられない、そのために家族の生活に大きな支障が出てくるとするならば、県として、それを改善していくことが重要であります。

その点では、特に、次の３点は大きな課題と感じております。

① その一つが、聴覚障がいの子どもたちと家族への支援です。

聴覚障がいのある子どもたちは、聴力の低下も考えられ、その場合にはすぐに投薬等の治療に入る必要もあることから、週に一度聴覚検査を受ける必要があります。そのために、週に一度、県立ろう学校への通うことになります。

昨年度、嶺南東特別支援学校にろう学校、福井医大に続いて、県内で 3 台目となる検査用機器を設置頂いたことには感謝するわけですが、ベテランの専門医でも判定が難しいとされる乳幼児の聴覚検査判定が実際に機能していくためには、まだ準備すべき事柄も少なくないように感じます。

その点で、信頼できる検査体制の構築を早急に整えていくことを求めたいと思いますし、その運用体制を第７次計画には明記していただくことは重要であります。

また、特別支援教育において、特に修学前からの聴覚障がい児への指導の重要性と、専門的なスキルの必要性を考えたときに、聴覚障がいの乳幼児のための体制を整える必要を感じます。その点では、嶺南に場が無いことは大きな格差でもあります。そこで、

⑷ 幼稚部を含めたろう学校の分室、または分校を嶺南東特別支援学校に設置することを望みますが、所見を伺います。それが難しいとするならば、いくつかの地域の保育園を指定し、ろう学校幼稚部で受けられる支援に関して頻度の高い巡回指導を求めたいと思いますが、所見を伺います。

② 2 点目は、「医療的ケア児者支援センター」についてです。

今年度「育ちのクリニック津田」に医療的ケア児者支援センターが開設され、支援体制が前進したことは、医療的ケア児者や保護者に勇気と希望を与えるものであります。

ただ、相談活動での活用は可能であるとして、センターへの来所面談が必要となった場合を考えたとき、センターから遠隔地の嶺南の医療的ケア児の対応は非常に困難になると考えます。

⑸ そこで、設置された医療的ケア児者支援センターにおける嶺南地域の支援体制について伺います。また将来的に、医療的ケア児者支援センターを嶺南にも設置することを検討いただきたいと思いますが、所見を伺います

③ 3 点目は、重度障がい児者の入浴サービスについてです。

実施する市町によって地域格差が大きく、地域によっては、入浴サービスが全くないところもあるとのことでした。

⑹ 入浴サービスの地域格差などの現状と改善の計画を伺います。

次に、4　教育の繋がりの中での課題について

タウンミーティグの中でも、医療的ケア児の公立小中学校への就学に向けての親の思いに大きな葛藤があるのを感じます。

医療的ケア児支援法の中でも、またこれまでの議会におけるいろいろな場においても、

医療的ケア児が地域の公立小学校への入学を希望した場合には、確実に看護師を配置して支援するとしています。

⑺ その現状と今後の方向性を確認させていただきます。

次に**看護師の確保の問題**です。

看護師資格を持った方を確保していくことが求められるものの、その人材が確保できず、取組みが前に進まないといった状況を耳にしています。

これまでの取組みの中で、教員や職員に対する研修を通して、一人でも多くの導尿やカニューレといった医療行為を身に着けた人材を確保していくことで、医療ケア児の学校生活を安全・安心なものとしていくという方向性を伺っているわけですが、いずれにしても、厳しい状況にあることが浮かび上がってきます。

市町では、市町独自に保育所に看護師を配置しています。敦賀市では現在３名、越前市においては、昨年度、常勤で３名、派遣で２名の看護師を配置しています。また、看護師が何らかの都合で勤務できないときには、訪問看護ステーションから派遣する体制をとっていました。訪看は、原則として、在宅の方の方に対応するべきものですが、各自治体の柔軟な対応によって可能になるものと考えます。

ただ、そこで発生してくるのは、処遇と財源の問題です。現に、越前市では、訪看の看護師さんを活用し、派遣しているわけですが、市に大きな持ち出しが生じています。

ただ、これらの配置を実現するために、市町の財源確保する必要があり、国の制度を活用しても、複数人の看護師を確保するための財源は大変大きなものとなっています。

【資料④】

是非、看護師確保と急な代替看護師の確保に、市町の財源支援をおこなっていただきたいと強く感じます。

いずれにしても、今後、地域の保育園や幼稚園、公立小中学校、さらには放課後児童クラブにおいても、医療的ケアの子どもたちの受け入れる体制が求められていくのは必至です。

その時に、保育園、小中学校、放課後児童クラブ等で、ある程度受け入れ可能な場を集中させ、そこに看護師を配置していく体制をとっていくことが責務となります。

看護師確保が滞ることによって実施できないことを避けるためにも、財政支援も含め、訪看を活用する支援スキームを構築していく必要を強く感じます。

⑻ 市町が地域の保育園、小中学校、放課後児童クラブで医療的ケア児の受入れに関し

て訪問看護ステーションを活用していく場合に、県がその費用を補助する制度を設けるべきと考えますが、健康福祉部、教育委員会それぞれに所見を伺います。

次に、5　障がい者雇用に関して

ある会場では、一般就労をされていた障がい者の方から、

・今年退職したが、障がいが年々重くなってきたことに対する周囲の理解が少なかったのが要因の一つであった、
・当事者が障がいを理由に退職することはおかしい、
・障がい者雇用を行っている企業等に対して、障がい者への理解を深める研修会を増やすべき、
・障がい者の受け入れ体制を整えることが障がい者雇用につながるのではないか、

との声がありました。障がい者の社会参加や自立を考えた場合、障がいの程度が悪くなっても働き続けられる社会にしていくことが大変重要であると感じました。

(9) 障がい者雇用率の未達成となっている企業や官公庁等はもちろん、障がい者雇用を行う企業に対して、障がい者が安心して働き続けることができるよう、労働部局としての働きかけが必要と考えますが、現状をお伺いします。

次に、6　当事者や保護者の意見の反映

障がい者福祉計画の大切な点は計画が目指す５年間に子どもたちや親は年をとっていくという点です。現在就学前の子供たちは小学生になり、年齢は上がり、それと共に、親も年をとっていく。

多くの家族が心の隅に抱えている「親亡き後」に対して、私たちは、社会全体として、それを支え、将来の姿を描いていかなければなりません。

福井会場では、リモートで参加していても、会場全体の空気が変わるのを感じるような発言を耳にしました。

それは、４２歳の知的障害の娘さんと一緒に参加されていた６９歳の方の言葉でした。その方の「必要な時に必要な制度あってもそれを受けずに在宅でこもっている方も少なくないのではないか。どこか遠いところで制度が動いているように感じる。」と語る言葉とともに、高齢となるご自分のこれからを考えるとき、このまま娘を置いて行っていいのだろうかという切実な思いを語っておられ、背景には、未だに社会全体が共生社会となっていない現実を感じました。

このほかにも、当事者の声をしっかりと聞いてほしいとの声が多くありました。

障がい者のことは障がい者しか理解できない社会であってはならないのだと思います。

共生社会を推進する上で、このように障がいのある当事者や保護者の意見をきめ細かく聞き、把握することにより、真の共生社会を実現していくことができると考えます。

⑽ 当事者やその保護者からの提案を把握し、その声を県の施策に十分反映していく必要性を感じます。この点についての所見を伺います。

7　第７次計画策定までの、今後の流れについて

第７次の計画策定とタウンミーティング、県の策定委員会や施策推進協議会の流れの中で、吟味された県民の思いが計画の中に位置づけられるのを期待していますが、不安を感じることもあります。

それは、タウンミーティング開催期間中の８月29日に計画策定委員会が開催されていたことです。

今後、第２回策定委員会や施策推進協議会の中で、原案が提示されるとなると、今回のタウンミーティングで出された声を十分に検討する時間は大変限られたものとなってきます。

⑾ その点でも、策定委員会や施策推進協議会での議論の中味を常にオープンにしていく必要性を感じます。今後のスケジュールも含めて、所見を伺います。

先日の報道では、日本の障がい者福祉の人権の世界的な位置付けは大変低いとの報道もあった中で、今後しっかりと方向づけていくことが「第７次」に求められます。

最後に

最後に、タウンミーティングの中で、多く指摘されたのが、主催者である障がい福祉課以外の関係者の参加を望む声でした。

それは、障がい福祉の実施主体である市町の担当者の参加であり、県の教育委員会や労働部局といった関係部局の参加です。特に、教育・学校というステージは、今後の共生社会推進のいろいろな取組みの中核となっていくものでもあります。

白崎課長からは、他の部局にもしっかりと伝え、資料等も渡すとのフォローはありましたが、やはり、直接障がい者や関係団体の声を聞いていくことは、文字や伝達では伝わり切れないものがあるのではという思いを強くした次第です。

⑿ 共生社会を築くためには、市町と県行政の関係部局が一体となって取組むことが求められると考えますが、知事の姿勢を伺います。